

# 足立区教育委員会会議録

会議名	平成27年第2回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成27年2月12日(木)		場所	教育委員会室		
会議時間	(開会)午前・午後 3時00分 ~			(閉会)午前・午後 4時24分		
休憩時間	(休憩)午前・午後 時 分 ~		(再会)午前・午後 時 分 ~		(再会)午前・午後 時 分	
委員 の 出席	委員長	花岡 惠三	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	欠席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員4名、欠席委員1名		
出 席 者 の 名 簿	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	荻原 貞二	子ども・子育て支援課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	橋本 太郎	子ども・子育て施設課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	渡邊 勇	子ども支援担当課長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	浮津 健史	教育指導室長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	川原井隆之	教職員課長	出席	井元 浩平	地域のちから推進部長	出席
	永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	出席	松野 美幸	地域文化課長	出席
				倉本 和世士	住区推進課長	出席
書 記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	秋元 康裕	教育政策担当係長
	矢神 功義	教育政策担当係長	佐藤 充弘	子ども家庭係主査		
傍聴者	4名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成27年2月12日

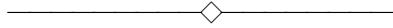
足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○委員長 ただいまから本年第 2 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

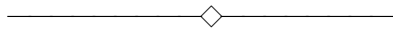
本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○委員長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名に、小川正人委員、桑原委員をご指名いたしますので、よろしく願いをいたします。



○委員長 それでは、日程第 1、第 13 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 13 号議案足立区教育委員会委員長の選任について。

以上。

○委員長 私の委員長としての任期は、平成 27 年 2 月 28 日をもって満了となります。したがって、これより委員長の後任につきまして選任を行いたいと思います。

選任の方法につきまして、お諮りいたします。足立区教育委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、選挙と指名推薦の方法があります。いずれの方法によるかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

○小川委員 指名推薦でいいと思います。

○委員長 ただいま委員長の選任方法につきまして、指名推薦とのご発言がありましたので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員長の選任方法は指名推薦によることと決定いたします。

それでは、委員長にはどなたを推薦いたします

かお伺いをいたします。

小川委員。

○小川委員 私からは、引き続き花岡委員長が継続して委員長を務めていただければと思います。花岡委員長を推薦します。

ご存じのとおり、地教行法が改正されて、今年の 4 月 1 日から新しい教育委員会制度がスタートします。新しい教育長が、従来の教育長と教育委員長の職を兼ねることになります。

制度とすれば、4 月 1 日から新教育委員会制度はスタートするのですが、現在の教育長が在職期間中は旧来の制度のままということですので、今の青木教育長は 7 月 12 日までが任期です。今度の選ばれる教育委員長の任期は、3、4、5、6 月と約 4 カ月しかありません。わずか 4 カ月という期間のために、新しい教育委員長を選んで、その方に 4 カ月務めてもらうよりも、これまでの経験を生かし、次の新教育委員会制度がスタートする準備も含め、引き続き今の教育委員長に仕事を続けていただければと思います。そういう趣旨で、引き続き花岡委員長を委員長として推薦したいと思います。

また、花岡委員長になった場合、委員長職も 7 月 12 日までとなることを確認した上で、この件は決定いただければと思います。

○委員長 ただいま委員長には引き続き私、花岡にお願いしたい旨のご発言をいただきました。委員長に私を推薦することにつきまして、ご意見ありましたらお伺いいたします。

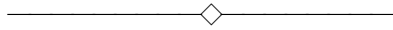
(異議なし)

それでは、平成 27 年 3 月 1 日より平成 27 年 7 月 12 日まで、足立区教育委員会委員長に私、花岡恵三を選任することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、平成 27 年 3 月

1日から、足立区教育委員会委員長は引き続き私が選任されました。新教育長が選任されるまで引き続き職務を全うしたいと思いますので、ご支援とご協力をよろしくお願いをいたします。



○委員長 次に、日程第2、第14号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第14号議案足立区教育委員会委員長職務代理者の指定について。

以上。

○委員長 続いて、委員長職務代理者の指定を行います。指定の方法は、足立区教育委員会会議規則第8条の規定により、委員長選任と同じように選挙と指名推薦の方法があります。いずれの方法で行うかお諮りをしたいと思います。

○小川委員 これも指名推薦でいいと思います。

○委員長 それでは、指名推薦でよいというご発言ありましたので、指名推薦でまいります。

それでは、委員長職務代理者にどなたを推薦するかお伺いをしたいと思います。

○小川委員 花岡委員長を引き続きお願いしたいという推薦の内容と趣旨は同じで、引き続き今代理者を務めている桑原委員に4カ月職務代理者を努めていただければと思います。

○委員長 ただいま委員長職務代理者には桑原委員にお願いしたい旨のご発言がありました。委員長職務代理者に桑原委員を指名することについて、ご意見がありましたらお伺いをいたします。

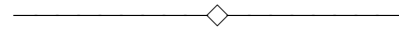
(異議なし)

それでは、委員長と同じく、平成27年3月1日から平成27年7月12日まで、足立区教育委員会委員長職務代理者に桑原委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、平成27年3月

1日から、足立区教育委員会委員長職務代理者に桑原委員が指名されました。よろしくお願いをいたします。



○委員長 次に、日程第3、第15号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第15号議案足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第15号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、資料2ページの第15号議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管は記載のとおりでございます。

改正理由につきましては、足立区には幼保連携型こども園は、元宿こども園と鹿浜こども園の2園がありますが、この幼保連携型のこども園の園医に係る公務災害補償につきましては、特別区の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例を、幼稚園と保育園の両方をあわせ持つということで適用しておりましたが、認定こども園法の改正によりまして、27年4月1日以降、幼保連携型認定こども園の園医は、幼稚園医と異なるものとして特別区の条例が適用されないことになりました。

そのため、足立区の小学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を改正しまして、幼保連携型認定こども園の園医に係る公務災害補償の適用を図るのでございます。

改正の主な内容ですが、第1条第1項の条例の

目的でございますが、小学校、中学校のほかに小学校、中学校及び認定こども園、さらに幼保連携型認定こども園に該当するものとし、限定して対応するという改正でございます。

今後の方針でございますが、施行年月日は平成27年4月1日でございます。

私からの説明は以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第15号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

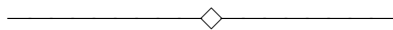
(なし)

ないようですので、これより第15号議案足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。



○委員長 次に、日程第4、第16号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第16号議案足立区学校法人の助成に関する条例施行規則。

以上。

○委員長 第16号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 12ページの議案説明書に基づきまして説明いたします。

件名、所管とも記載のとおりでございます。

制定の理由としましては、昨年年第3回定例会におきまして、足立区学校法人の助成に関する条

例を制定いたしました。主な理由として、民営化対象事業に学校法人を加えるとしたところで、条例にそれは記載してあります。そのほかに、条例第2条第2項におきまして、助成対象となる事業は、区長が規則で別に定めるということに基づきまして、2の(1)の助成対象を定めるものでございます。1番目が、ア、学校法人が行う保育所施設の整備事業。2番目が、イ、学校法人が行う認定こども園施設の整備事業の2つを助成の対象とするものです。

そのほか、(2)でございますが、手続に必要な申請書等の各様式を定めるものでございます。施行年月日は、平成27年4月1日ということをお願いしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第16号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

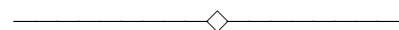
(なし)

ないようですので、これより第16号議案足立区学校法人の助成に関する条例施行規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。



○委員長 次に、日程第5、第17号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第17号議案足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第17号議案について、井元地域のちか

ら推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

- 地域のちから推進部長 14ページをごらんいただきたいと思います。内容につきましては、生涯学習センター講堂の予約の受付開始についての変更でございます。これまで、学習室は2カ月前から受付をしていたところでございますが、予約をしてから参加者を集めたり、あるいは多忙な講師にお願いしたりということで、2カ月では非常に短すぎるということで、梅田と竹の塚の学習センターホールにつきましては、既に6カ月前から受付しております。6カ月あれば、さまざまな大きなイベント等ができるということで、6カ月にしてほしいというご要望が寄せられまして、今回その受付開始時期を、ホールとして6カ月に統一したいというものでございます。

施行年月日、27年4月1日を予定しております。

以上です。

- 委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第17号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

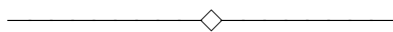
(なし)

ないようですので、これより第17号議案足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を採択いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。



- 委員長 日程第6、第18号議案、日程第7、第19号議案、また、日程第8、第20号議案につきましては、関連のある内容ですので、一括して

議題といたします。

庶務係長。

- 庶務係長 日程第6、第18号議案「足立区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について。日程第7、第19号議案「足立区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について。日程第8、第20号議案「足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について。

以上。

- 委員長 第18号議案、第19号議案、並びに第20号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

- 学校教育部長 では、説明資料20ページをお願いいたします。

まず、第18号議案関連でございますが、(1)に記載をいたしました足立区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例ということで、教育長の特別職化に伴い、第1条に教育長を加えるというものでございます。なお、教育長に関する規定は、新教育長から適用されます。

(2)は19号議案関連でございます。足立区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、1月20日に足立区特別職議員報酬審議会が開催され、区長の給料月額が改定されたことに伴って、教育長の給料月額がこれに準じて改正するというものでございます。教育長の給料月額は、75万8,000円が74万5,800円になるものでございます。

(3)20号議案関連でございます。足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。教育委員会制度の改正に伴って、教

育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されます。委員と兼任ということ想定して、報酬が二重にならないようにという適用除外の特例規定を設けてございましたが、兼任がなくなるということで、この特例規定を削除します。

また、教育委員長がなくなることから、別表第2条関係で、教育委員会委員長の項目を削除するものでございます。

なお、現教育長の委員在任期間満了までは、現在の規定を適用してまいります。

私からは以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第18号議案から第20号議案について、ご質問、ご意見ありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 確認させていただきたいのですが、20ページにあるとおり、教育長の給料月額が1万数千円下がるようなのですが、これは、あくまで足立区の特別職議員報酬等審議会での答申を踏まえた見直しであって、いわゆる教育委員長と教育長の兼務がなくなって、適用除外の特例規定が削除されるという、教育長の身分や地位の変更に伴う削減ということではないのですね。あくまで審議会での区全体の特別職の給与見直しの中で、このように検討されたという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 教育政策課長。

○教育政策課長 今、小川委員ご発言のとおりでございます。区長がこのたびの見直しで若干給料を下げさせていただきます。条例上は、この区長の給料をベースにして、それぞれ副区長、教育長の給料減算が決まっておりますので、連動して引き下がったということでございます。

○委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 はい、確認できました。

○委員長 ほかにございますか。

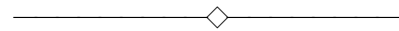
(なし)

他にないようですので、これより第18号議案「足立区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について、第19号議案「足立区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について、第20号議案「足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。



○委員長 次に、日程第9、第21号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第9、第21号議案「足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について。

以上。

○委員長 第21号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 別件の追加議案の別表の2をお願いいたします。

件名、所管部課、記載のとおりでございます。

本件については、前回議決をいただきまして、足立区に進達をしたところでございます。このたび議会から議決に当たって、教育委員会の意見聴

取がまいったものでございます。

内容につきましては、先般議決をいただきましたとおり、地教行法の改正に伴って条項の引用部分を変更することで、変わりはありません。

今後の方針でございますが、区議会議長宛て教育委員会の意見を回答して、平成27年第1回区議会定例会において審議される予定でございます。

私からは以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第21号議案について、ご質問、ご意見ありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

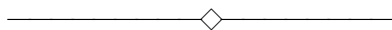
(なし)

ないようですので、これより第21号議案「足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。



○委員長 次に、日程第10、第22号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第10、第22号議案足立区立やよい保育園の指定管理者指定の進達について。

以上。

○委員長 第22号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 追加の別3の1ページの説明資料に基づきまして説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。この区立やよい保育園につきましては、平成

18年度から10年間の期間、指定管理で運営していましたが、平成27年度末に指定期間が満了になるため、次期運営事業者を公募し、応募があった事業者から選定した候補者について議決をいただくため進達するものでございます。

1のやよい保育園の経過でございますが、昨年11月に、認可保育を3年以上運営する保育事業者ということで公募し、1事業者から応募がありました。1の括弧の1次選考につきましては2月3日に行われまして、基準の60%を超えたため2次審査に行きました。

第2次選考は2月9日に行われまして、こちらでプレゼンテーション、提案書等をもとに審査したところ、基準の60%を超えたため、候補者として決定したものでございます。

決定した指定管理者候補者につきましては、ここにあるとおり、社会福祉法人博友会、足立区関原3丁目24番20の法人でございます。

なお、現行の運営事業者については、社会福祉法人江北会というところが運営しておりますが、江北会と調整いたしまして、この保育法人及び保育士等の職員については、そのまま博友会に引き継ぐという内容の提案でございます。

審査結果については、別の3の2が1次審査でございまして、右下にありますとおり、5,000点満点で79.04%の得点があります。別の3の3が2次審査でございまして、右下にありますとおり、18,000点の満点のうち69.28%の得点があったという内容です。

2番の今後のスケジュールでございますが、本日議決いただいた後、3月の議会審議を経て指定管理者を決定し、28年4月に指定管理園として運営を開始するものでございます。

なお、事業指定管理期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間でございます。



私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第22号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 書類の見方について、別3の2、別3の3ということで審査結果が記載されていますが、別紙1のこの配点と博友会の得点をどのように見ればいいのでしょうか。例えば、職員の採用計画、配点は20となっており博友会が68点となっていますが、この配点の20とその博友会68点はどういう相関で見ればいいのかを教えてください。

もう一つ、やよい保育園の指定管理者は博友会で決定するとなっているのですが、今、やよい保育園を運営、指定管理者になっているのが、次の23号議案の江北会です。普通の発想からすると、現在、やよい保育園を江北会が運営しているのであれば、問題がなければ江北会が引き続き指定管理者として継続するというのが筋かなと思うのです。やよい保育園の指定管理者が江北会ではなく、新たに博友会に切りかわった事情を教えてください。

○委員長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 大変申しわけございません。この別紙1の第1次審査の資料は配慮が足りませんでした。この配点でございますが、大きな1,000点ございまして、審査員が5人ということで5,000点満点になっているという構造でございます。配点とこの教育委員会の採点は、そういう判定になっております。

○小川委員 わかりました。

○子ども・子育て施設課長 ご質問の2点目でございます。このたび、江北会ではなく、博友会ということでございますが、先ほど説明もございまし

たとおり、まず、職員につきましては現行の職員が引き継がれるということと、あと、実は、理事長の川下勝利氏につきましては、現在もやよい保育園の園長でございます。その辺、職員体制自体が全く変わらないということでございますが、法人としては既に、この川下勝利氏はこの博友会という社会福祉法人の理事長で、ほかでも法人として運営をしているところでございまして、法人としては切りかわるということでございますが、このたびこのような形に変更になったということでございます。

○委員長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 法人が変わった理由でございますが、プロポーザルに際しても確認させていただきました。今回の運営が、さつき保育園と江北保育園に加えてやよい保育園なのですが、さつきと江北は江北地区にありまして、人事交流ができていたのですが、当初予定は、やよいを含めて職員交流をするという予定だったのですが、地域が少し離れているということでできなかつた。

今後は、関原にあります足立ひまわり、中部ひまわりと、やよいであれば職員の保育士の交流もできるということもあり、そういった趣旨で、今回、江北会ではなくて博友会で提案したという説明がありました。

以上です。

○委員長 小川委員。

○小川委員 正直言って、職員体制が全然変わらないのに、法人だけがその指定管理者として入れかわるということのメリットは何なのかよくわからないのと、こういう形は、今後ともあり得るような話なのですか。

○委員長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 法人としては当然別物でございます。その中で、今後継続して複数の園を運営していく際に、江北会としては、逆にこのやよい保

育園を続けていくというメリットや、あくまで博友会がひまわり園の2園とやよいという形で3園を運営するほうがメリットがあるという、博友会と江北会のそれぞれの話し合いの中で、メリットのあるほうに変更するという調整であると聞いております。

○委員長 そのほかにございますか。

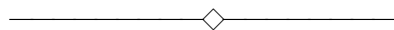
(なし)

他にないようですので、これより第22号議案足立区立やよい保育園の指定管理者指定の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。



○委員長 次に、日程第11、第23号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第11、第23号議案足立区立さつき保育園の指定管理者指定の進達について。

以上。

○委員長 第23号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料別の6の1に基づきまして説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらのほうも、先ほどのやよいと同じように、平成18年度から10年間の指定管理であるということで、27年度末に指定管理期間が満了になるため公募したところ、1事業者、これは、現運営事業者のみが応募したということで、選定審議をしたものでございます。

1次審査、2月3日、同じでございますが、

6割を超えたというところで2次審査に行きまして、2月9日の2次選考で同じく6割を超えたところで、指定管理者の候補者の選定というものでございます。

事業者については、先ほどお話ししたとおり、現運営事業者の社会福祉法人江北会、運営については江北保育園、やよい保育園も入っていましたが、やよいについては、今回は立候補しないという経緯がございます。

審査結果につきましては、別の6の2が1次審査で、右下にありますとおり、5,000点満点で73.6%の得点でございました。2次審査が別の6の3でございますが、右下にありますとおり、18,000満点で69.44%の得点があったということです。

今後のスケジュールは、先ほどと同様でございますが、本日の議決を経て、3月の議会審議を経て指定管理者に決定し、28年4月から指定管理園として運営するものでございます。同じく10年間の指定管理期間で、28年4月1日から平成38年3月31日までの指定管理期間でございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第23号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第23号議案足立区立さつき保育園の指定管理者指定の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

◇

○委員長 次に、日程第12、第24号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第12、第24号議案足立区立せきや保育園の指定管理者指定の進達について。

以上。

○委員長 第24号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 別の9の1の説明資料に基づきまして説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

申しわけございません。別紙のほうは、席上配布の差替版をご覧ください。

あと、説明書につきましては、1点訂正をお願いいたします。1の指定管理者候補となる事業者の現在の運営施設の5つ目のところの一番右、桑の実本郷保育「園」が抜けてますので、保育園の「園」を追記していただけるようお願いいたします。大変申しわけございません。

内容につきましては、先ほどのさつき、やよいと同じで、平成18年度から10年間の指定管理期間で指定管理者を行いました。27年度末で満了となるため、次期運営事業者を公募したところ、1事業者からの応募があって、現運営事業者から応募があり、1次審査6割以上、2次審査6割以上というところで、指定管理者候補に決定し、議会の議決をお願いするために審察するものでございます。

指定管理者候補となる事業者は、社会福祉法人桑の実会、所沢の法人でございます。

審査結果につきましては、差しかえ(組)の別の9の2にありますとおり、管理者5,000点満点で77.36%の得点となります。別の9の3が2次選考で、18,000点満点のうち78.

56%の得点があったところで、選考したものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日の議決を経て、3月の議会審議、来年28年4月から指定管理園として10年間、平成28年4月1日から平成38年3月31日まで指定管理として運営を開始するものでございます。

私からの説明は以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第24号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第24号議案足立区立せきや保育園の指定管理者指定の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

◇

○委員長 次に、日程第13、26受理番号1の陳情についてを議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第13、26受理番号1、平成28年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養う教科書の採択を求める陳情。

以上。

○委員長 この陳情につきましては、平成26年第10回の定例会におきましてご審議いただき、以降、継続審議となっております。その後、第10回定例会のときに説明をいただいた内容について変更などの動きがありましたら、関係所管の

教育指導室長より報告をお願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長 特に変更点ございません。

○委員長 ただいまの説明のとおり変更点がないということですが、本案につきましてご意見がありましたらお願いをいたします。

(なし)

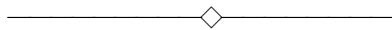
ないようですので、それでは、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

1名です。それでは、継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

3名です。不採択1人、継続審議3人であります。よって、本案につきましては継続審議とすることに可決いたします。



○委員長 次に、日程第14、教育長報告です。青木教育長、お願いをいたします。

教育長。

○青木教育長 それでは、資料1枚ですが、平成27年度の当初予算編成のあらましの内容についてご報告をさせていただきます。

足立区の予算編成状況ですが、毎年、予算についてのテーマを発表しておりますが、27年度につきましては「子どもの未来のために、今。新たなステージへ」ということで、これまで「治安、学力、健康、貧困の連鎖」、この4つのボトルネックに立ち向かっていくということですが、引き続きその4点について重点的に推進をしていくということが、骨格となる考え方であると理解しております。

財政規模でございますが、一般会計の総額が2,674億円で、対前年度で110億円の増、4.3%増加ということでございます。

主な増減の内容は、プラスマイナス記載のとおり

でございます。いろいろな部分での出っ張り、引っ込みりがございますが、制度的な変更が27年度は多く、それに伴う予算の増減などがこの中に含まれております。

2番の教育委員会の当初予算編成の状況でございますが、教育委員会予算の総額は424億5,418万円ということで、対前年比で46億円、12.2%の増となっております。足立区の全体の予算に占める教育費、教育委員会関係の予算の割合ですが、前年の14.8%から15.9%に増加をしております。

まず部別でございますが、教育次長組織については、学力の向上、それから就学前の取り組みについて、それぞれ学校教育部、子ども家庭部の予算の中に含まれているとご理解いただきたいと思います。

(1) 学校教育部のうちの投資的経費です。投資的経費というのは、主として建設関連の経費とご理解いただいてもよろしいかと思います。主な内容は①から④まで記載のとおりでございます。92億2,000万円が、小中学校の改築、保全に関わる事業でございます。

それから、(2) 学校教育部の経常的な経費です。これは、いわばソフト的な事業ということですが、113億1,000万円、対前年で2.3億、2.1%の増ということで、主な増の要因については、記載のとおりです。バスの運賃改正、あるいはAEDの機器等の取り替え、消耗品交換、防犯カメラ、こういったところが主な要因です。

主要事業でございますが、①の学力向上のための講師配置ということで、拡充が2点、新規が1点。総額が4億9,000万、約5億でございますが、副担任講師の見直しなどによって、そだち指導員や新たに今回は生活指導員という形で、教員免許を持たない担当を新たに全中学校に配置いたします。それから、教科指導専門員の向上の

支援です。

そして、②として、学力向上対策の推進で1億5,000万。これは、小学校の基礎学習教室、それから中1の夏季合宿、中学生の補習、はばたき塾という予算でございます。

それから、③の新規ということで、基礎学力の向上ということでございますが、活用面も含めた取り組みを新たに始めていくといったこと。それから、その裏面でございますが、インターネットを活用した教員養成講座の継続、小中連携、MI Mなどの指導モデルの実践、こういったところで5,000万以上の予算を要求しております。

それから、④が放課後子ども教室の推進です。全校、全学年で実施を目指すということです。

それと、⑤の自然教室、⑥おいしい給食の増進26億とありますが、給食に係る経費は全てこの中に含まれております。

⑦で新規が3点ございますが、秋田県大仙市との教員交流で、今年度、初めて実施をいたしました。さらにこれを効果的に継続していこうということ。それから、新聞を活用した子どもの読解力の強化対策。さらに、これも新規でそだちチューターの配置で、就学前の学習の準備体制をそろえるという意味も含めまして、発達課題がある子どもの早期発見のための対応・対策をしていくことが、主な学校教育部の内容でございます。

それから、(3)が子ども家庭部の投資的経費でございますが、私立保育園、あるいは旧子ども家庭支援センターの解体になりますが、保育園関連の施設整備ということで19億7,000万。

それから、(4)が子ども家庭部に係る経常的経費199億3,000万円を、対前年で、これは29億9,000万、17.7%増加しておりますが、子育て支援の新しい制度への移行分もこの中には相当含まれており、そういったことも含め、待機児解消も含めた施策ということで、主な

増要因については記載のとおりでございます。

主要事業については、幼児教育の振興、家庭教育推進、それからギャラクシティです。こども未来創造館の管理運営、体験学習、これは大学連携なども含めた事業の推進、それから、子どもと家庭の支援、特に養育困難家庭への支援ということで、新規事業としてスクールソーシャルワーカーの導入、それから、多様な保育サービスを活用した待機児童解消に36億9,000万、約37億円の予算を策定いたしました。

これから、第1回の区議会の中で、予算委員会などを通じて議会の審議をいただき、年度末には確定ということでございます。

もう1件、席上配付をさせていただいた26年度重点プロジェクト事業プラン教育委員会分。それから、これも別冊になっているもので、足立区区民評価委員会報告書について、追加でご説明をさせていただきたいと思いますが、これについては、教育委員会の行われている事業についての評価、点検についての報告を毎年差し上げておりました。冊子としてまとめて教育委員会、そして議会に報告しておりましたが、26年度については、有識者会議を従来継続していったものを中断し、施策の見直しや学校選択制、二期制の検討評価といえますか、審議会に振り向けた関係もございまして、区で行っている一般的な行政評価の作業の中に、いわば地教行法上の評価については委ねたような形にさせていただきたいと考えております。

したがって、本日は、その印刷物ができあがっていない前の状況ではございますが、区の行政評価で教育委員会にかかわる分について、どういったことをまとめたかということを中心に報告させていただきたいと思っております。内容的には、この26年度重点プロジェクト事業一覧、ここに主として教育委員会が取り組んでいる学力、あるいは、子育て等も含めた主な事業が載っております。そ

して、ページを開いていただきますと、1事業ごとにシートになっております。これは、これまでも行政評価の資料を既にごらんいただいたこともあるものと思いますが、この中で、それぞれのシートの裏側に、わかりやすく全体評価と庁内評価の結果と、それから区民評価委員の評価の結果が、印象的なインプレッションであるニコちゃんマークで載っています。大笑いしている図などがあるのですが、おおむね学力の定着については、庁内評価は表情が、目と鼻が、口が横になった、全体では3段階目ぐらいのところに行っていますが、区民評価は比較的プラスの評価をいただいています。学力の定着については、それが具体的な数字となって急上昇するという事は難しいわけでございます。そういった意味では、教育委員会事務局サイドとしては、確実に成果を出していきたいという心構えで望んでおりますが、特に方向性、取り組みの全体状況については、区民評価の委員のみなさんにも一定のご理解はいただいている状況とであるとお伝えしたいと思います。

それ以外の、学力以外のところは、庁内、それから区民評価委員会のいずれも、比較的良好な数字が載っておりますので、これについても順調に取り組みは進んでいるということでございます。

今回は、その区民評価委員会でいただいた指摘事項をどう施策に反映をさせたかも含めて、各シートの裏側の一番最下段、反映結果、反映状況という欄に細かに記載をさせていただいておりますので、後ほど詳しくお目通しをいただければと思います。

この内容で他の区長部局の施策と取りまとめて、区議会第1回の定例会に報告をする予定であると伺っております。これまで数年間行ってきた評価の報告とやや違った扱いに今年度だけはなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

小川委員。

○小川委員 特に、後半の評価にかかわって少し意見を述べさせていきたいのですが。確かに以前までは、教育委員会の施策に関して、外部評価の評価をする有識者会議があって、そこでこの区の評価委員会の報告とはまた別に、いわゆる区民の評価委員会の報告書も参考にしながら、教育委員会の施策の外部評価と、ある意味では二重に閲覧できたのですが、外部評価の有識者会議がなくなり、我々レイマンの教育委員会が、評価点検にどうかかわるかは検討課題で、私も協議会等々で述べてきたのですが、今年度は、具体的にそのかわりということについては特段なかったわけです。地教法で教育委員会が点検評価せよと法律に規定されている中、教育委員会としての点検評価については、この区民評価委員会の報告書にかわるものとしてお話があったのですが、この区民評価委員会の報告書の中身について、教育委員会として、やはり意見を追加して何か述べるということは考えられるのでしょうか。区民評価委員会の報告書はこれとして、我々教育委員会とすれば、今回はコミットしないということになるのが1つ。

2つ目は、今度の4月から新教育委員会制度がスタートして、我々レイマンの教育委員会は、執行機関としては残るわけですが、ただ、実務も含めて、かなりの権限が新教育長に移っていくわけです。それに対応して、私たちの教育委員会の仕事の一つとして、教育長をトップとする事務局の行政施策について、きちんと点検評価することがこれまで以上に求められる制度になりますので、やはり、4月から新しい教育委員会制度がスタートするに当たって、新しい点検評価のあり方を、どういう手順や組織形態で進めていくかを、教育委員会としても確認していく必要があると思っています。

首長と教育委員会が連携しながら、区民の声をこれまで以上に反映して教育施策をすることが、総合教育会議の趣旨です。教育委員会の責任として、区長及び区議会に対してきちんとした点検評価の情報を提供し、区長、議会、教育委員会が連携しながら区の教育行政施策を高めていく体制になってきますので、教育委員会の点検評価を踏まえ、区長や議会に対する情報発信を行うことが、これまで以上に重要になりますので、体制づくりと手順等々、どういうふうな仕組みをつくっていくかを、教育委員会の重要な議題として、一度時間をとって議論していただければと思います。

○委員長 教育長。

○教育長 後半の部分については、小川委員もかねてから教育委員協議会などでご意見いただいているところがございます。新制度に向けてどのように体制や仕組みをつくっていくかについて、早急に検討しなければいけないと思っております。

前半の部分、今年度の評価点検についてでございますが、報告書のでき上がりとしては、今、例年のような形の報告書を特に想定するということは考えておりませんが、本日、資料を簡単にご説明させていただいたこの内容にほぼ尽きると思います。本日だけではなかなか難しいと思いますので、次回までにご意見があれば、この教育委員会の場でご意見をいただきたいと思っております。そのことで点検評価の教育委員会の報告、そして、それに対する各委員の皆さんからのご意見をいただくという形で、26年度については地教行法上の教育委員会に求められている役割というか、報告の責任を果たしていければと考えております。

例年も報告書の中身の大部分は、委員ご案内のとおり、この行政評価の資料を活用していただき、そのほかに、特段に有識者会議の皆さんにご意見をいただいた部分を全般に、いわばつけ加えて全体の報告とさせていただいたという構造になって

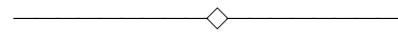
おりますが、その全般部分が今年はないといいますが、もう少し大きな、単年度で終わらない課題の検討をしていただいておりますので、その部分はぜひご理解いただいた上で、例年の特化項目に絞って、こういった取りまとめと対応策をまとめましたので、ぜひこれでご意見いただければと考えております。

よろしく申し上げます。

○委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 はい。

○委員長 ありがとうございます。



○委員長 それでは、続いて、報告事項に入ります。

○庶務係長 委員長、1件よろしいでしょうか。

井元部長、並びに松野課長ですが、この後会議がございまして、ここで退席をお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員長 それでは、続いて、報告事項に入ります。

初めに、①について、絵野沢学校適正配置担当課長、お願いいたします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 それでは、お手元の資料27ページをごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

大きな1番の(1)ということで、上沼田小学校と鹿浜小学校の統合地域協議会の開催状況でございます。第11回目を2月2日に行いました。

主な協議事項といたしましては、統合新校の校歌について、また、統合新校の開かれた学校づくり協議会についてとなっております。再来月の4月に統合校、鹿浜五色桜小学校を開校いたします。統合地域協議会については、来月3月2日、第12回をもって最終回になる予定をしております。

続きまして、大きな2番の(1)鹿浜中学校と第八中学校の統合地域協議会の開催状況の報告で

ございます。こちら、第9回を2月5日に開催をいたしました。統合新校の校舎の設計及び統合新校の校歌について、協議事項として皆さんで話し合いを行いました。

また、鹿浜地域の中学校につきましては、統合地域協議会ニュースを発行いたしました。こちら、第8回の協議会の内容を1月13日に発行させていただきました。

今後の方針ですが、統合に向けたさまざまな課題については、統合地域協議会において引き続き具体的な検討を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○委員長 次に、②について、稲本学校施設課長、お願いいたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 次に、お手持ちの資料28ページをお開きください。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

千住大橋、開発に伴う児童数の急増が顕著でございます。そのため、不足する教室への対応につきまして、以下のとおり実施することといたしましたので、ご報告するものでございます。

必要となる教室の動向でございますが、26年、今年度は14クラス、それから増えていきまして、記載の33年には26クラスになる予定でございます。

建て替えの方針でございますが、千住大橋駅前の開発予定地は別紙のとおりでございますが、この一部を所有者である株式会社ニッピから賃借し、仮設校舎を建設するものでございます。仮設校舎利用期間中には、現千寿小学校で新校舎を建設するものでございます。具体的には、29、30年度は仮設校舎に移転させていただきます。その間に、現千寿小学校の敷地内で解体、建設を行い、31年の春に開校するという予定でございます。

次に、仮設校舎の概要でございますが、記載のとおり、延床で6,000平米程度でございます。

また、今後の方針でございますが、土地所有者であるニッピと具体的に条件についての交渉を進めていきます。新校舎では、想定を超える児童数に対処するために、転用可能な多目的室を4室程度設置する予定でございます。

また、建て替えとなる建設事業費、これは、今回、千寿、ニッピの土地の賃借料を除く想定でございますが、建設事業費につきましては、現在の試算では約65億円程度を想定しているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 次に、③について、浮津教育指導室長、お願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長 それでは、30ページをお開けください。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

学校事故状況として、1月、管理下で11件、管理外1件、合計12件、全て小学校となっております。

2、事故内容として、交通事故は管理外で、自転車で一時停止をせず車両と接触という件が1件。それから、横断歩道を歩行中に自動車、自転車に接触という件が2件ございました。

それから、授業中のけがで、体育の授業が2件、総合的な学習の時間でのけがが1件となっております。

それから、休憩時間、放課後、登下校時、部活動等の傷害、けがについては、登下校中のけがが3件、給食指導中のけがが2件、清掃指導中のけがが1件となっております。

各校への事故の指導として、交通安全については、記載にもあるように、横断歩道中でも接触がございますので、そういう点も指導してまいりた



と思います。交通マナー等の具体的な指導もしてまいりたいと思います。

授業中のけがについては、再度授業の内容、また指導内容等を管理、指導の徹底を図ることで、子どもの安全を図ってまいりたいと思います。

休憩時間については、校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止等を改めて指導してもらいます。

今後の方針としては、先ほどもお話ししましたように、交通安全等どういう場面でどういうけががというようなことを学校に再度周知し、安全指導の徹底をしてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○委員長 次に、④について、荻原子ども・子育て支援課長、お願いします。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 それでは、32ページをごらんください。

件名と所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の方針がまとまり、1月21日に審議会会長から教育長に提出されましたので、ご報告いたします。

諮問事項でございますが、子ども・子育て支援新制度が適用される次の教育・保育施設等に係る利用者負担の設定についてでございます。施設型給付、地域型保育給付、それから、学童保育についての利用者負担ということになります。

学童保育につきましては、担当の住区推進課長来ていますので、私の説明の後に説明いたします。

それでは、別紙の答申写しをごらんいただきたいと思います。この答申写しの2ページをごらんください。今回、新制度に移行する教育・保育施設につきましては、認定区分、1号認定、2号認定、3号認定というこの3つの認定ごとに、幼稚園、認定子ども園、それから保育所、地域型保育が設定されておりますので、この保育施設ごとに

保育料を設定することになります。

続きまして、5ページをお開けください。まず、足立区の保育料の設定の考え方でございます。

5ページの下の方でございます。年齢区分、所得階層区分でございますが、保育認定における年齢区分は、満3歳未満、満3歳、満4歳以上の3区分といたします。それから、階層区分の変更でございますが、区立子ども園を除く1号認定につきましては国と同じ5階層、それから、区立子ども園につきましては3階層、それから、2号認定、少し抜けておりますが、3号認定も含めまして、28階層に設定いたします。これは、現在の26階層であったものを、さらに上位2階層を追加して28階層にするものでございます。

保育料金の設定でございます。まず、小規模保育、それから家庭的保育、事業所内保育の保育料については、公定価格の差等を考慮して、認可保育所の保育料の9割の保育料といたします。

それから、2番といたしまして、居宅訪問型保育事業については、公定価格が高いために国基準に準じた保育料といたします。

それから、3番といたしまして、幼稚園、子ども園の教育標準時間の保育料でございますが、現在は、保育料を納入してから補助金を受け取る方式でございますが、それが新制度になりますと、保育料から補助金を差し引いた額を納入する方式に変わるため、実質的な負担額は現行と同じでございます。それから、区立子ども園についても同じような方式の違いもございますが、実質的な負担額は現行と同額となっております。

続いて、6ページの真ん中から下の表をごらんいただきたいと思います。さらに、具体的に各保育施設の保育料について、適用する内容をご説明いたします。

まず、その表、下から2番目の枠の中の(1)でございます。平成26年度の実際の保育料の階

層を所得税から区民税に変更するシミュレーションを行って、総額が区民税ベースの新保育料と所得税ベースの保育料が同税額になる保育料を設定いたします。

それから、個別保育料の新旧による差が過大にならないように、所得階層の設定による調整を行います。ただ、この調整を行いましても、実際保育料が変わらない世帯が40%であるのに対し、上がる世帯が32%、下がる世帯が28%という結果が出ましたので、上がる世帯32%につきましては、経過措置として、27年4月から8月において平成26年度の保育料を適用することにいたします。

続いて、一番下の枠でございます。地域型保育につきましては、小規模保育、家庭的保育、給食の提供をしない場合の保育料といたしましては、そこにかかる経費が2割ぐらいということで、保育料については2割を引いた額といたします。

それから、7ページ、上の枠のところでございます。小規模保育、家庭的保育における経過措置でございますが、現行の保育所より保育料が増額になる世帯については、在園期間中は現行の保育料から算出した上限額を設定いたします。

続いて、8ページでございます。8ページの下  
の保育料の多子軽減、軽減でございます。多子軽減につきましては、現行の幼稚園、保育所における取り扱いと同様の措置を講じることで、1号認定につきましては、小学校3年までの範囲において、2番目の子どもが半額、3番目の子どもが無料といたします。それから、2号、3号認定につきましては、小学校就学前の範囲において、第2子が半額、第3子が無料でございますが、第2子については、所得階層が上位の場合は6割、7割を適用することになります。

それから、9ページでございます。保育料の減免でございますが、2番目の1号認定につつま

しては、低所得世帯の減免については、1号認定の私立幼稚園、こども園については、別途軽減がされていることと、区立こども園については、保育料の設定自体が低額に抑えられているために、非課税自体は0円に減免いたしますが、課税の低所得世帯への新たな減免は実施いたしません。

それから、2号、3号認定でございますが、こちらは、国が示す金額による減免ではなく、民間によって実施しております減額幅の大きい1、2号階層の下位への移行による減免を継続いたします。また、母子世帯が現行の減免対象に含まれていないため、減免対象に追加いたします。

最後に、8番のところでございます。保育所における上乗せ徴収と実費徴収でございますが、保育所においては、保育所以外の上乗せ徴収と実費徴収を認めていませんでしたが、新制度では各施設の判断により徴収は可能となります。私立保育所の上乗せ徴収、実費徴収の対象となる費用のうち、現状では、運営経費の中で賄っているものには上乗せ徴収及び実費徴収は認めないことといたしますが、それ以外の徴収については、教育的効果等を勘案し個別に判断することにいたします。

10ページは、保育施設ごとの実際の保育料の表でございます。

それから、11ページは、経過措置になってございます。

続いて、住区推進課長からになります。

○住区推進課長 それでは、学童保育につきまして住区推進課からご報告申し上げます。お手元の資料12、13ページをご覧ください。

学童保育につきましては、2点ほどご審議をいただいております。

まず1点目が、学童保育室保護者負担金額でございます。学童保育料は全く保育料とは別物として、都道府県による統一基準はございません。自治体ごとに取り組んでございます。

まず1点目でございます。現在、足立区では6,000円の負担金でございますが、これは平成14年から改定してございません。今後、社会の情勢等がございますが、その時々の実情を踏まえた負担金額の設定が必要である。その算定根拠としては、過去に要した経費の平均が相当であるとの考えが示されています。ちなみに、①の負担金の算定でございますが、これを見ても物価等の上昇がございます。保護者負担金につきましては、金額の改定と定期的な見直し、例えば、5年ごとの見直し等が必要と考えるというご意見をいただきました。

2点目につきましては、現在、1カ月の在籍日数が15日を超えない場合については、負担金を徴収しないという取り扱いについてでございます。これにつきましては、23区の状況を見ましても、半数以上の区が1日でも在籍すれば、1カ月分の負担金をいただいていることがあります。さらに、学童保育にお子さんを入室させるということは、保護者も入室に当たり十分考えるわけですから、それにつきましては、制度を十分に理解してれば納得できるので、1日でも在籍すれば、その月の1カ月分の負担金を徴収することが適当であるとのご意見をいただきました。

私からは以上でございます。

○子ども・子育て支援課長 またもとの32ページに戻りますが、今後の方針といたしまして、答申内容の条例化をこれから進めてまいります。また、新たな利用者負担については、区民への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長 次に、⑤について、永井生涯学習振興公社事務局長、お願いいたします。

生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 別紙資料の1、27年度公社事業概要収支予算説明書、A4縦長

のものに従いましてご説明させていただきます。

名称、組織機構等はごらんの記載のとおりでございます。

3の27ページの経営方針と新たな公益の新規事業等の内容でございます。経営方針3点挙げてございますが、放課後子ども教室の運営支援が特に重点的事項となっております。

この下の主な公益目的事業内容のうち、1、2、3生涯学習の機会提供に対する事業等の3点は、自主事業となっております。4、5が委託事業となっております。

1ページめくっていただきまして、2ページでございますが、こちらは、この4が、今申し上げた具体的な内容が記載されております。1、2、3につきまして自主事業でございますので、自主事業による収入、自主収入による支出となっております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらが収支予算書でございます。(1)の計上収益のうちの基本財産運用益、以下1から6でございますが、こちらが自主収入でございますので、先ほど申し上げました自主事業に当てる経費ということでございます。そのほか、番号で言うと、7、8、9、10、11、12などが受託事業及び補助金の収入となっております。

主な対前年比で大きく増減のあったところのみご説明いたしますが、8番の受託事業収益がマイナスの1,907万となっております。これは、足立区から受託しておりました総合受付事業の終了及び、放課後子ども教室の受託費の精査などによるものでございます。

一番下の16をごらんいただきたいと思います。1年間を通した通常事業収益が5億6,016万4,000円となっております。対前年度比2,568万の減でございます。

4ページから6ページにつきましては、この収

支につきまして、3期分の会計区分の内訳でございます。6ページの一番下をごらんいただきたいと思っております。経常費用計ございまして、27年度の経常費用に係る金額でございます。82番にございます5億6,383万6,000円が26年度の支出にかかる収支となっております。その上の段の79番、事業費の経常費用の計になってございます。この前年度と本年度の差が、また後ほど出てまいります本年度の予算編成となります。

7ページの真ん中の一般正味財産増減額をごらんいただきたいと思っております。これが期末、期首の差額でございます。89番、これが期首、27年度当初予算の金額が2億8,754万という額でございまして、90番、その期末の残高が2億8,387万3,000円となっております。この差額、90番の右の比較増減額367万2,000円の三角になってございますが、これが27年度予算の367万のマイナス予算という意味でございまして、こうしたもの全て管理いたしまして、94の一番下のところでございまして、27年度の期末の全ての公社の予算額が17億83,873,650円となっております。

また、事業計画書及び収支予算書につきまして、この内訳などを詳細とし記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 ただいま各関係所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員から質問、ご意見がありましたらお願いをいたします。

桑原委員。

○桑原委員 千寿小学校の建て替え計画の件でございます。資料28ページになります。新しい学校を作るために仮設の用地ということでいろいろ書いてございますが、内容の一番下の行で、体育館、校庭、プールなしということなのですが、この仮設のときは、プールの授業がないという考え方で

よろしいのでしょうか。

○委員長 学校施設課長。

○学校施設課長 プールにつきましては、基本的にどこでも、近隣の小学校や中学校からお借りするといったことで対処させていただいております。特に、今回、一中が近うございますので、一中にご了解いただいて、プールの授業が全くないということではなく、若干はやらせていただくという考え方です。

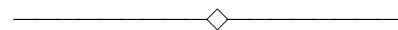
以上でございます。

○桑原委員 ありがとうございます。

○委員長 そのほかございますか。

(なし)

他にないようですので、報告事項を終了いたします。



○委員長 それでは、以上をもちまして、本年第2回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後4時24分閉会

平成 27 年 第 2 回  
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 27 年 2 月 12 日 木曜日 午後 3 時 00 分開議  
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第 1	第 13 号議案	足立区教育委員会委員長の選任について	
日程第 2	第 14 号議案	足立区教育委員会委員長職務代理者の指定について	
日程第 3	第 15 号議案	足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の進達について	1
日程第 4	第 16 号議案	足立区学校法人の助成に関する条例施行規則	4
日程第 5	第 17 号議案	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	13
日程第 6	第 18 号議案	「足立区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について	17
日程第 7	第 19 号議案	「足立区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について	18
日程第 8	第 20 号議案	「足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について	19
<b>追加</b>	日程第 9	第 21 号議案 「足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について	別 - 1
<b>追加</b>	日程第 10	第 22 号議案 足立区立やよい保育園の指定管理者指定の進達について	別 - 3
<b>追加</b>	日程第 11	第 23 号議案 足立区立さつき保育園の指定管理者指定の進達について	別 - 6
<b>追加</b>	日程第 12	第 24 号議案 足立区立せきや保育園の指定管理者指定の進達について	別 - 9
	日程第 13	26 受理番号 1 平成 28 年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情	

## 2 報告事項

足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について

《絵野沢 学校適正配置担当課長》...27

千寿小学校の建て替え計画について

《稲本 学校施設課長》...28

学校事故報告について（平成27年1月分）

《浮津 教育指導室長》...30

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申について

《荻原 子ども・子育て支援課長》...32

平成27年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算について

《永井 生涯学習振興公社事務局長》...別紙

## 3 その他報告資料

認定こども園の類型変更について

[子ども家庭課]...33

平成27年「成人の日の集い」の実施結果について

[青少年課]...34

平成26年度「あだち子ども将棋大会」の実施結果について

[青少年課]...35

行事実施結果・行事実施予定

[青少年課]...36

行事実施結果・実施予定

[生涯学習振興公社]...38

## 第 15 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の進達について上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年足立区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

第 1 条第 1 項中「足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）を「足立区立小学校、中学校及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に該当するものに限る。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用する。

(提案理由)

認定こども園法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある  
ので、この条例案を提出いたします。



# 第 1 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の進達について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>幼保連携型認定こども園の園医に係る公務災害補償については、特別区人事・厚生事務組合の条例に基づき適用されているが、認定こども園法の改正により、平成 2 7 年 4 月 1 日以降、幼保連携型認定こども園の園医は、幼稚園医とは異なるものとして扱われ、現行条例に基づく公務災害補償を適用することができなくなる。</p> <p>このため、足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を改正し、本条例により、幼保連携型認定こども園の園医に係る公務災害補償の適用を図るものである。</p> <p>2 主な内容（別紙新旧対照表参照）</p> <p>第 1 条第 1 項中「足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）」を「足立区立小学校、中学校及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に該当するものに限る。）」に改める。</p>
今 後 の 方 針	施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○足立区立小学校<u>及び</u>中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)</p> <p>第4条第1項の規定に基づき、足立区立小学校<u>及び</u>中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法第3条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第1条の2から第29条まで (略)</p>	<p>○足立区立小学校、<u>中学校等</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、足立区立小学校、<u>中学校及び認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に該当するものに限る。)</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法第3条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第1条の2から第29条まで (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用する。</p>

## 第 16 号議案

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光 夫

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則について次のように定める。

(目的)

第 1 条 この規則は、足立区学校法人の助成に関する条例（平成 26 年条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する助成の対象となる事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学校法人が行う保育所施設の整備事業
- (2) 学校法人が行う認定こども園施設の整備事業

(申請書)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請書は、第 1 号様式による。

(決定通知書)

第 4 条 条例第 4 条に規定する決定通知書は、第 2 号様式又は第 3 号様式による。

(計画変更・廃止承認申請書)

第 5 条 条例第 6 条の規定により事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、第 4 号様式による事業計画変更（廃止）承認申請書を提出しなければならない。

(助成の取消し及び返還命令)

第6条 区長は、条例第7条の規定により助成の決定を取り消し、又は返還を命じるときは、第5号様式による助成決定取消通知書により行う。

(報告)

第7条 条例第8条に規定する事業報告は、次の報告書によるものとし、その様式は、区長が別に定める。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書及び財産目録

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

申請書(補助金交付・貸付金貸付け・財産貸付け・財産譲渡)

番 号  
年 月 日

(提出先)  
足立区長

法 人 名  
所 在 地  
代表者氏名 印

(補助金の交付・貸付金の貸付け・財産の貸付け・財産の譲渡)を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成を受けようとする事業及びその金額又は借り受けようとする財産

助 成	事 業 名	
	金 額	

財 産	財産の所在地	
	名称・種類・ 地目・構造等	
	数 量	
	期 間	
	使 用 目 的	

2 添付書類

- (1)理由書
- (2)助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3)国又は他の地方公共団体から受ける助成の方法及び程度を記載した書類
- (4)財産目録
- (5)貸借対照表及び収支計算書
- (6)その他( )

第2号様式(第4条関係)

決定通知書(補助金交付・貸付金貸付け・財産貸付け・財産譲渡)

番 号  
年 月 日

様

足立区長

印

年 月 日付で申請のあった(補助金の交付・貸付金の貸付け・財産の貸付け・財産の譲渡)について、下記のとおり(助成・貸付け)することを決定したので通知します。

記

1 補助金の交付・貸付金の貸付け・財産の貸付け・財産の譲渡

補助金・貸付金	決定金額	
	交付・貸付方法	

財産	財産の所在地	
	名称・種類・地目・構造等	
	数量	
	貸付期間	
	使用目的	

2 交付及び貸付けの条件

第 3 号様式(第 4 条関係)

否 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

足立区長 印

年 月 日付 第 号で申請のあった学校法人への助成について、助成しないことを決定したので通知します。

(理 由)

第4号様式(第5条関係)

計画変更・廃止承認申請書

番 号  
年 月 日

(提出先)  
足立区長

法人名

所在地

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で助成を受けた事業の計画を下記のとおり変更・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更・廃止したい事業

2 変更・廃止理由

3 添付書類

(1) 事業変更の計画書及びこれに伴う収支予算書

(2) その他( )



第 5 号様式(第 6 条関係)

助成決定取消通知書

番 号  
年 月 日

様

足立区長 印

年 月 日付 第 号で通知した助成決定を、下記のとおり取り消すこととしたので通知します。

また、この取消しに係る部分について、既に助成している補助金・貸付金・貸付財産・譲渡財産の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額又は物件

(1) 補助金 円

(2) 貸付金 円

(3) 財産

所在地

名称

種類

数量

4 返還期限 年 月 日

(提案理由)

学校法人の助成に関する条例制定に伴い、規定を整備する必要がある  
ので、この規則案を提出いたします。

# 第 1 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区学校法人の助成に関する条例施行規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 制定の理由 足立区学校法人の助成に関する条例（平成 2 6 年条例第 6 7 号）の施行に関し、必要な事項を規則で定める必要がある。</p> <p>2 主な内容 (1) 助成の対象 ア 学校法人が行う保育所施設の整備事業 イ 学校法人が行う認定こども園施設の整備事業 (2) 申請書等各種様式 別紙の通り</p> <p>3 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	

## 第 17 号議案

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則  
足立区生涯学習センター条例施行規則（平成 12 年足立区教育委員会  
規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「付帯設備」の前に「その」を加える。

第 2 条第 2 項中「前項の申請は、」の後に「条例第 4 条第 7 号に掲げ  
る施設及びその付帯設備にあつては使用日の属する月の 6 月前の月の初  
日から、その他の施設及びその付帯設備にあつては」を加える。

### 付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### （提案理由）

足立区生涯学習センターの講堂について、梅田地域学習センターホー  
ル及び竹の塚地域学習センターホールと受付開始時期を統一し、利用者  
の利便性を高めるため、この規則案を提出いたします。

# 第 1 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、下記のとおり提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 規則案名 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>2 改正理由 足立区生涯学習センターの講堂については、これまで「学習室」と同等の扱いであったが、近年、講演会やイベントなど、「ホール」としての利用が増加している。そのため、梅田地域学習センターホール及び竹の塚地域学習センターホールと受付開始時期を統一し、利用者の利便性を高める。</p> <p>3 改正内容 講堂の受付開始時期について、別紙新旧対照表のとおり現行の 2 か月前から 6 か月前に改める。</p> <p>4 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	定期的にご利用している方への周知のほか、区広報、ホームページにより、広く周知を進める。

改正前	改正後
<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年3月31日教育委員会規則第12号</p>	<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年3月31日教育委員会規則第12号</p>
<p>改正</p> <p>平成12年9月18日教育委員会規則第46号 平成16年11月10日教育委員会規則第18号 平成17年11月11日教育委員会規則第13号 平成18年11月16日教育委員会規則第15号 平成20年3月13日教育委員会規則第4号 平成21年12月10日教育委員会規則第22号 平成23年3月31日教育委員会規則第17号 平成26年5月12日教育委員会規則第8号</p>	<p>改正</p> <p>平成12年9月18日教育委員会規則第46号 平成16年11月10日教育委員会規則第18号 平成17年11月11日教育委員会規則第13号 平成18年11月16日教育委員会規則第15号 平成20年3月13日教育委員会規則第4号 平成21年12月10日教育委員会規則第22号 平成23年3月31日教育委員会規則第17号 <u>平成26年5月12日教育委員会規則第8号</u> <u>平成27年 月 日教育委員会規則第 号</u></p>
<p>足立区生涯学習センター条例施行規則を公布する。 足立区生涯学習センター条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>足立区生涯学習センター条例施行規則を公布する。 足立区生涯学習センター条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、足立区生涯学習センター条例（平成12年足立区条例第62号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 <b>【変更なし】</b></p>
<p>(使用の申込み)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により足立区生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の施設及び付帯設備を使用しようとする者は、生涯学習センター使用申請書（様式第1号）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>(使用の申込み)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により足立区生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の施設及び<u>その</u>付帯設備を使用しようとする者は、生涯学習センター使用申請書（様式第1号）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の申請は、使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の前日まで受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の申請は、<u>条例第4条第7号に掲げる施設及びその付帯設備にあっては</u>使用日の属する月の6月前の月の初日から、<u>その他の施設及びその付帯設備にあっては</u>使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の前日</p>

改正前	改正後
<p>(使用承認)</p> <p>第3条 教育委員会は、使用の承認を決定したときは、使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。</p> <p>2 前項の使用承認書の交付を受けた者は、使用の際、当該使用承認書を係員に提示しなければならない。</p>	<p>まで受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用承認)</p> <p>第3条【変更なし】</p> <p><u>付 則 (平成27年 月 日教委規則第 号)</u>  <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>

## 第 18 号議案

「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

議案に関する教育委員会の意見について

「足立区長等の給料等に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。



## 第 19 号議案

「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について  
上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

議案に関する教育委員会の意見について

「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

## 第 20 号議案

「足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

議案に関する教育委員会の意見について

「足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

# 第 1 8 号 ～ 第 2 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

<p>件 名</p>	<p>第 1 8 号議案 「足立区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について</p> <p>第 1 9 号議案 「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について</p> <p>第 2 0 号議案 「足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>学校教育部 教育政策課</p>
<p>内 容</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）第 2 9 条の規定により、下記条例の制定にあたり足立区長より意見を求められた。</p> <p>条例の内容（詳細はそれぞれの新旧対照表参照）</p> <p><b>（1）足立区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>教育長の特別職化に伴い、足立区長、副区長、常勤の監査委員の給与を定めた標記条例の第 1 条に教育長を加える。</p> <p>なお、教育長に関する規程は、新教育長から適用する。</p> <p><b>（2）足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>平成 2 7 年 1 月 2 0 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会での答申に基づき、足立区長等の給料月額が改定されることに伴い、教育長の給与月額について区長に準じて改正する。</p> <p>【教育長給与月額】 7 5 万 8 , 0 0 0 円 → 7 4 万 5 , 8 0 0 円</p> <p><b>（3）足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>教育委員会制度改革に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、委員との兼任ではなくなる。現在、教育長は委員との兼任であり、報酬が二重にならないよう、適用除外の特例規定（第 6 条）を設けているが、兼任ではなくなるため、この特例規定を削除する。</p> <p>また、教育委員長がなくなることから、別表（第 2 条関係）の教育委員会委員長の項目を削除する。</p> <p>なお、現教育長の委員在任期間満了までは、現在の規程を適用する。</p>
<p>今後の方針</p>	

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前		改正後																																			
<p>(通則)</p> <p>第1条 区長、副区長及び常勤の監査委員（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条～第5条 （省略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>109万7,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>区長の給料月額に0.802を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>区長の給料月額に0.573を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 給料月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>別表第2（第3条関係） (1) 鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄道賃</td> <td>内国旅行</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>外国旅行</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	給料月額	区長	109万7,000円	副区長	区長の給料月額に0.802を乗じて得た額	常勤の監査委員	区長の給料月額に0.573を乗じて得た額	区分		支給額	鉄道賃	内国旅行	(省略)	外国旅行	(省略)	<p>(通則)</p> <p>第1条 区長、副区長、<b>教育委員会教育長</b>及び常勤の監査委員（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条～第5条 （省略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>107万8,800円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>86万4,900円</td> </tr> <tr> <td><b>教育委員会教育長</b></td> <td>74万5,800円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>61万7,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係） (1) 鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄道賃</td> <td>内国旅行</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>外国旅行</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	給料月額	区長	107万8,800円	副区長	86万4,900円	<b>教育委員会教育長</b>	74万5,800円	常勤の監査委員	61万7,900円	区分		支給額	鉄道賃	内国旅行	(省略)	外国旅行	(省略)
職名	給料月額																																				
区長	109万7,000円																																				
副区長	区長の給料月額に0.802を乗じて得た額																																				
常勤の監査委員	区長の給料月額に0.573を乗じて得た額																																				
区分		支給額																																			
鉄道賃	内国旅行	(省略)																																			
	外国旅行	(省略)																																			
職名	給料月額																																				
区長	107万8,800円																																				
副区長	86万4,900円																																				
<b>教育委員会教育長</b>	74万5,800円																																				
常勤の監査委員	61万7,900円																																				
区分		支給額																																			
鉄道賃	内国旅行	(省略)																																			
	外国旅行	(省略)																																			

改正前										改正後									
船賃	内国旅行				(省略)					船賃	内国旅行				(省略)				
	外国旅行	区長			(省略)						外国旅行	区長			(省略)				
		副区長及び常勤の監査委員			(省略)							副区長、 <b>教育委員会教育長</b> 及び常勤の監査委員			(省略)				
外国旅行の航空賃	区長				(省略)					外国旅行の航空賃	区長				(省略)				
	副区長及び常勤の監査委員				(省略)						副区長、 <b>教育委員会教育長</b> 及び常勤の監査委員				(省略)				
(2) 内国旅行の宿泊料及び食卓料										(2) 内国旅行の宿泊料及び食卓料									
区分		宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)				区分		宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)			
区長		1万4,900円				3,300円				区長		1万4,900円				3,300円			
副区長及び常勤の監査委員		1万3,300円				3,000円				副区長、 <b>教育委員会教育長</b> 及び常勤の監査委員		1万3,300円				3,000円			
(3) 外国旅行の旅行雑費、宿泊料及び食卓料										(3) 外国旅行の旅行雑費、宿泊料及び食卓料									
区分	旅行雑費 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜に	区分	旅行雑費 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜に
	指定	甲地	乙地	丙地	指定	甲地	乙地	丙地			指定	甲地	乙地	丙地	指定	甲地	乙地	丙地	

改正前										改正後									
	都市	方	方	方	都市	方	方	方	つき)		都市	方	方	方	都市	方	方	方	つき)
区長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
副区長 及び常勤の 監査委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	副区長、 <u>教育委員会教育長</u> 及び常勤の 監査委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 死亡手当										(4) 死亡手当									
区分					死亡手当					区分					死亡手当				
区長					80万円					区長					80万円				
副区長及び常勤の監査委員					64万円					副区長、 <u>教育委員会教育長</u> 及び常勤の監査委員					64万円				
										<p style="text-align: center;"><u>付 則 (平成27年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の足立区長等の給料等に関する条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により任命される教育委員会教育長から適用する。</u></p>									

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(通則)</p> <p>第1条 足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給料、旅費及びその他の給与については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料月額を、<u>75万8,000円</u>とする。</p> <p>第3条～第5条 (省略)</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 足立区教育委員会教育長（<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により任命される教育長を除く。</u>以下「教育長」という。）の給料、旅費及びその他の給与については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料月額を、<u>74万5,800円</u>とする。</p> <p>第3条～第5条 (省略)</p> <p><u>付 則（平成27年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後																						
<p>第1条～第5条 （省略）</p> <p>（教育長の職を兼ねる者に関する特例）</p> <p>第6条 教育委員会委員で教育長の職を兼ねる者にあつては、この条例の規定は適用しない。</p>	<p>第1条～第5条 （省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（平成27年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正前の足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。</u></p>																						
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日額月額の別</th> <th>報酬金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>足立区長の給料月額及び地域手当の月額の合計額（以下「区長の給料月額等」という。）に0.1794を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>委員の報酬月額に1.25を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区分		日額月額の別	報酬金額	教育委員会	委員	月額	足立区長の給料月額及び地域手当の月額の合計額（以下「区長の給料月額等」という。）に0.1794を乗じて得た額	委員長	月額	委員の報酬月額に1.25を乗じて得た額	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日額月額の別</th> <th>報酬金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>足立区長の給料月額及び地域手当の月額の合計額（以下「区長の給料月額等」という。）に0.1794を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分		日額月額の別	報酬金額	教育委員会	委員	月額	足立区長の給料月額及び地域手当の月額の合計額（以下「区長の給料月額等」という。）に0.1794を乗じて得た額			<u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>
区分		日額月額の別	報酬金額																				
教育委員会	委員	月額	足立区長の給料月額及び地域手当の月額の合計額（以下「区長の給料月額等」という。）に0.1794を乗じて得た額																				
	委員長	月額	委員の報酬月額に1.25を乗じて得た額																				
区分		日額月額の別	報酬金額																				
教育委員会	委員	月額	足立区長の給料月額及び地域手当の月額の合計額（以下「区長の給料月額等」という。）に0.1794を乗じて得た額																				
			<u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>																				



改正前				改正後			
選挙管理委員会	委員	月額	区長の給料月額等に0.1794を乗じて得た額	選挙管理委員会	委員	月額	区長の給料月額等に0.1794を乗じて得た額
	委員長	月額	委員の報酬月額に1.25を乗じて得た額		委員長	月額	委員の報酬月額に1.25を乗じて得た額
	補充員	日額	5,000円		補充員	日額	5,000円
監査委員	識見選出委員	月額	区長の給料月額等に0.2356を乗じて得た額	監査委員	識見選出委員	月額	区長の給料月額等に0.2356を乗じて得た額
	議員選出委員	月額	区長の給料月額等に0.1064を乗じて得た額		議員選出委員	月額	区長の給料月額等に0.1064を乗じて得た額
農業委員会	委員	月額	区長の給料月額等に0.0364を乗じて得た額	農業委員会	委員	月額	区長の給料月額等に0.0364を乗じて得た額
	会長	月額	委員の報酬月額に2.0を乗じて得た額		会長	月額	委員の報酬月額に2.0を乗じて得た額
備考・報酬金額（選挙管理委員会の補充員を除く。）に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				備考・報酬金額（選挙管理委員会の補充員を除く。）に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			

## 追加議案

### 第 2 1 号議案

「足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

「足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する教育委員会の意見について

「足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」の制定にあたり、足立区議会より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 4 条の 2 第 2 項の規定により、足立区議会より意見を求められたので、この案を提出いたします。

## 第 2 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

件 名	「足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について					
所管部課名	学校教育部 教育政策課					
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）第 2 4 条の 2 第 2 項の規定により、下記条例の制定にあたり足立区議会より意見を求められた。</p> <p>1 条例名 足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年 1 月の定例会にて議決後、足立区長に進達）</p> <p>2 内容 地教行法改正に伴う、条項の引用部分を変更する。</p> <p>3 改正箇所 本則引用部分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第 2 4 条の 2 第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。</p> <p>4 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現行</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）<b>第 24 条の 2 第 1 項</b>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 省略</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）<b>第 23 条第 1 項</b>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	<p>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）<b>第 24 条の 2 第 1 項</b>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 省略</p>	<p>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）<b>第 23 条第 1 項</b>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>
現行	改正案					
<p>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）<b>第 24 条の 2 第 1 項</b>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 省略</p>	<p>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）<b>第 23 条第 1 項</b>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>					
今後の方針	<p>足立区議会議長あて教育委員会の意見を回答する。</p> <p>なお、条例（案）は平成 2 7 年第 1 回足立区議会定例会において審議される予定。</p>					

## 第 2 2 号議案

足立区立やよい保育園の指定管理者指定の進達について  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立やよい保育園の指定管理者指定について  
足立区立やよい保育園の指定管理者を下記のとおり指定する。

### 記

- 1 施設の名称 足立区立やよい保育園
- 2 指定管理者 住 所 東京都足立区関原三丁目 2 4 番 2 0 号  
名 称 社会福祉法人 博友会  
理事長 川下 勝利
- 3 指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日まで

### (提案理由)

保育所の指定管理者を指定する必要があるので、足立区における保育の実施等に関する条例第 2 6 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

## 第 2 2 号 議 案 説 明 書

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区立やよい保育園の指定管理者指定の進達について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成 1 8 年度から指定管理者により運営しているやよい保育園が、平成 2 7 年度末に指定期間が満了となるため、次期運営事業者を公募したところ、事業者から応募があった。選定審査会の答申を得て選定した候補者を指定管理者として指定するため本案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 足立区立やよい保育園の指定管理者候補者の決定について</p> <p>(1) 提案書の提出事業者 1 事業者</p> <p>(2) 第一次選考対象事業者 1 事業者</p> <p style="padding-left: 2em;">* 基準の 6 0 % を超えた事業者を第二次審査の対象とする。</p> <p>(3) 第二次選考対象事業者 1 事業者</p> <p>(4) 第二次選考プレゼンテーション等参加 1 事業者</p> <p>(5) 指定管理者候補者決定は以下の事業者とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">【指定管理候補者となる事業者】</p> <p style="padding-left: 2em;">名 称 : 社会福祉法人 博友会</p> <p style="padding-left: 2em;">所 在 地 : 東京都足立区関原三丁目 2 4 番 2 0 号</p> <p style="padding-left: 2em;">理 事 長 : 川 下 勝 利</p> <p style="padding-left: 2em;">現在運営施設 : 足立ひまわり保育園 (足立区)</p> <p style="padding-left: 4em;">中部ひまわり保育園 (足立区)</p> <p style="padding-left: 2em;">審 査 結 果 : 別紙 1 ・別紙 2 のとおり</p> <p>2 今後のスケジュール予定</p> <p>平成 2 7 年 2 月 教育委員会報告</p> <p>平成 2 7 年 3 月 議会審議</p> <p>平成 2 8 年 4 月 指定管理者園として運営開始</p>
今後の方針	指定管理者候補者として選定した法人を指定管理者として指定するため、本案を第一回足立区議会定例会に提出する。

番号	審査項目	配点	博友会
1	組織の安定性（事業者の能力）	260	899/1300
1	職員の採用計画	20	68
2	職員配置	10	33
3	人材育成	20	72
4	研修計画	10	35
5	職員の健康管理	10	36
6	施設整備等の安全管理、事故防止	20	64
7	災害時の職員役割分担	10	34
8	年間避難訓練計画	10	39
9	不審者対応	10	35
10	事故発生時の対応	20	72
11	園児の避難方法や安全確保	20	68
12	保護者に向けての避難・連絡方法	20	60
13	虐待への対応	20	74
14	個人情報保護	20	74
15	第三者評価制度	10	33
16	東京都の指導検査の結果	20	70
17	引継ぎ保育	10	32
2	経営の安定性（経費に関する事）	220	880/1100
18	安定性	100	400
19	収益性	60	240
20	経営効率	60	240
3	事業の内容（保育事業＝提案に関する事）	220	836/1100
21	定款・理事会	10	40
22	保育園運営	20	78
23	保育課程	50	195
24	幼児教育	10	42
25	特別保育事業	10	42
26	延長保育・年末保育料金	10	39
27	家庭への情報発信	10	41
28	保護者との連携	10	39
29	苦情対応の体制	10	31
30	地域との連携	10	37
31	園児の健康管理	10	37
32	S I D Sの対応	10	37
33	衛生管理	10	38
34	献立	10	37
35	食育・夕食（延長保育）取組み	10	37
36	食物アレルギー児への対応	20	66
4	園長の適性（園長の適格性）	160	674/800
37	指導力	40	178
38	チームワークづくり	40	164
39	苦情や対外交渉	40	166
40	愛着形成や就学前教育に対する考え	40	166
5	実地調査（提案書面と実践の融合性）	140	475/700
41	室内環境整備	10	40
42	遊具用具の整理	10	40
43	屋外活動	10	40
44	関わり方・言葉遣い	10	30
45	発達に応じた関わり方	10	30
46	子どもの人権への配慮	10	40
47	発達に沿った食事指導	10	25
48	保育課程や各種計画の振り返り	20	55
49	トイレ・手洗い場の衛生管理	10	40
50	玩具や寝具の衛生管理	10	35
51	調理師・器具の衛生管理	10	30
52	安全管理	20	70
総得点			3764/5000
6	区内事業者への割合加点	50	188/250
	割合加点	5%	188
7	ワークライフバランス割合加点	20	0/100
	割合加点	2%	0
最終得点			3952/5000

## 指定管理者選考審査項目及び審査結果表

施設名 事業者名		選定審査結果 第二次審査(プレゼンテーション等) H27. 2. 9 (施設名 やよい保育園)																							第二次審査結果合計
		施設運営		保育教育		園長の適性			人材育成		利用者の利便性			地域連携		施設管理運営体制			個人情報	運営の安定性					
		保育事業方針	保育環境の整備	幼児教育の取組み	就学前保育・教育に対する考え方	熱意・意欲・誠実さ	社会貢献	指導力・対応力	危機管理能力	保育士の専門性・研修計画	保育士の自己評価	保護者の意見・要望の反映	的確な情報発信	保育サービスの充実	自主事業の工夫	子育て家庭への支援	地域資源の活用	園児の安全・衛生・健康管理	防犯体制・施設整備	トラブル対応	取扱いルール・明示・教育	職員採用計画及び確保の考え方	職員体制	経営の安定性	
配点	1200	1200	1200	1200	600	600	600	600	1200	1200	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	1200	18000	
博友会	得点	890	890	850	790	460	400	400	430	720	730	420	450	420	380	420	400	450	400	390	440	430	420	890	12470 (69.28%)

## 第 2 3 号議案

足立区立さつき保育園の指定管理者指定の進達について  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立さつき保育園の指定管理者指定について  
足立区立さつき保育園の指定管理者を下記のとおり指定する。

### 記

- 1 施設の名称 足立区立さつき保育園
- 2 指定管理者 住 所 東京都足立区江北三丁目 1 7 番 4 号  
名 称 社会福祉法人 江北会  
理事長 野口 澄夫
- 3 指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日まで

### (提案理由)

保育所の指定管理者を指定する必要があるので、足立区における保育の実施等に関する条例第 2 6 条の規定に基づき、この案を提出いたします。



## 第 2 3 号 議 案 説 明 書

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区立さつき保育園の指定管理者指定の進達について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成 1 8 年度から指定管理者により運営しているさつき保育園が、平成 2 7 年度末に指定期間が満了となるため、次期運営事業者を公募したところ、事業者から応募があった。選定審査会の答申を得て選定した候補者を指定管理者として指定するため本案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 足立区立さつき保育園の指定管理者候補者の決定について</p> <p>(1) 提案書の提出事業者 1 事業者</p> <p>(2) 第一次選考対象事業者 1 事業者</p> <p style="padding-left: 2em;">* 基準の 6 0 % を超えた事業者を第二次審査の対象とする。</p> <p>(3) 第二次選考対象事業者 1 事業者</p> <p>(4) 第二次選考プレゼンテーション等参加 1 事業者</p> <p>(5) 指定管理者候補者決定は以下の事業者とする。</p> <p><b>【指定管理者候補者となる事業者】</b></p> <p>名 称 : 社会福祉法人 江北会</p> <p>所 在 地 : 東京都足立区江北三丁目 1 7 番 4 号</p> <p>理 事 長 : 野口 澄夫</p> <p>現在運営施設 : 江北保育園 (足立区)</p> <p style="padding-left: 2em;">やよい保育園 (足立区)</p> <p>審 査 結 果 : 別紙 1 ・別紙 2 のとおり</p> <p>2 今後のスケジュール予定</p> <p>平成 2 7 年 2 月 教育委員会報告</p> <p>平成 2 7 年 3 月 議会審議</p> <p>平成 2 8 年 4 月 指定管理者園として運営開始</p>
今後の方針	指定管理者候補者として選定した法人を指定管理者として指定するため、本案を第一回足立区議会定例会に提出する。

番号	審査項目	配点	江北会
1	組織の安定性（事業者の能力）	260	885/1300
1	職員の採用計画	20	60
2	職員配置	10	31
3	人材育成	20	76
4	研修計画	10	35
5	職員の健康管理	10	30
6	施設整備等の安全管理、事故防止	20	72
7	災害時の職員役割分担	10	31
8	年間避難訓練計画	10	35
9	不審者対応	10	34
10	事故発生時の対応	20	76
11	園児の避難方法や安全確保	20	74
12	保護者に向けての避難・連絡方法	20	56
13	虐待への対応	20	70
14	個人情報保護	20	66
15	第三者評価制度	10	30
16	東京都の指導検査の結果	20	78
17	引継ぎ保育	10	31
2	経営の安定性（経費に関する事）	220	760/1100
18	安定性	100	400
19	収益性	60	180
20	経営効率	60	180
3	事業の内容(保育事業=提案に関する事)	220	806/1100
21	定款・理事会	10	40
22	保育園運営	20	70
23	保育課程	50	185
24	幼児教育	10	40
25	特別保育事業	10	40
26	延長保育・年末保育料金	10	38
27	家庭への情報発信	10	41
28	保護者との連携	10	39
29	苦情対応の体制	10	31
30	地域との連携	10	37
31	園児の健康管理	10	33
32	S I D Sの対応	10	36
33	衛生管理	10	36
34	献立	10	33
35	食育・夕食（延長保育）取組み	10	33
36	食物アレルギー児への対応	20	74
4	園長の適性（園長の適格性）	160	594/800
37	指導力	40	154
38	チームワークづくり	40	140
39	苦情や対外交渉	40	166
40	愛着形成や就学前教育に対する考え	40	134
5	実地調査（提案書面と実践の融合性）	140	460/700
41	室内環境整備	10	30
42	遊具用具の整理	10	35
43	屋外活動	10	40
44	関わり方・言葉遣い	10	25
45	発達に応じた関わり方	10	40
46	子どもの人権への配慮	10	35
47	発達に沿った食事指導	10	30
48	保育課程や各種計画の振り返り	20	70
49	トイレ・手洗い場の衛生管理	10	40
50	玩具や寝具の衛生管理	10	40
51	調理師・器具の衛生管理	10	30
52	安全管理	20	45
総得点			3505/5000
6	区内事業者への割合加点	50	175/250
	割合加点	5%	175
7	ワークライフバランス割合加点	20	0/100
	割合加点	2%	0
最終得点			3680/5000

## 指定管理者選考審査項目及び審査結果表

指定管理者選考審査項目及び審査結果表																									
施設名 事業者名	配点	選定審査結果 第二次審査(プレゼンテーション等) H27. 2. 9 (施設名 さつき保育園)																							
		施設運営		保育教育		園長の適性				人材育成		利用者の利便性			地域連携		施設管理運営体制			個人情報	運営の安定性			第二次審査結果合計	
		保育事業方針	保育環境の整備	幼児教育の取組み	就学前保育・教育に対する考え方	熱意・意欲・誠実さ	社会貢献	指導力・対応力	危機管理能力	保育士の専門性・研修計画	保育士の自己評価	保護者の意見・要望の反映	的確な情報発信	保育サービスの充実	自主事業の工夫	子育て家庭への支援	地域資源の活用	園児の安全・衛生・健康管理	防犯体制・施設整備	トラブル対応	取扱いルール・明示・教育	職員採用計画及び確保の考え方	職員体制		経営の安定性
	配点	1200	1200	1200	1200	600	600	600	600	1200	1200	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	1200	18000
江北会	得点	870	890	830	790	455	430	430	390	790	790	410	430	430	395	440	460	420	400	430	440	440	440	700	12500 (69.44%)

## 第 2 4 号議案

足立区立せきや保育園の指定管理者指定の進達について  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立せきや保育園の指定管理者指定について  
足立区立せきや保育園の指定管理者を下記のとおり指定する。

### 記

- 1 施設の名称 足立区立せきや保育園
- 2 指定管理者 住 所 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目 2 8 2 3 番  
地 1 2  
名 称 社会福祉法人 桑の実会  
理事長 桑原 哲也
- 3 指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日まで

### (提案理由)

保育所の指定管理者を指定する必要があるので、足立区における保育の実施等に関する条例第 2 6 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

## 第 2 4 号 議 案 説 明 書

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区立せきや保育園の指定管理者指定の進達について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成 1 8 年度から指定管理者により運営しているせきや保育園が、平成 2 7 年度末に指定期間が満了となるため、次期運営事業者を公募したところ、事業者から応募があった。選定審査会の答申を得て選定した候補者を指定管理者として指定するため本案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 足立区立せきや保育園の指定管理者候補者の決定について</p> <p>(1) 提案書の提出事業者 1 事業者</p> <p>(2) 第一次選考対象事業者 1 事業者</p> <p style="padding-left: 2em;">* 基準の 6 0 % を超えた事業者を第二次審査の対象とする。</p> <p>(3) 第二次選考対象事業者 1 事業者</p> <p>(4) 第二次選考プレゼンテーション等参加 1 事業者</p> <p>(5) 指定管理者候補者決定は以下の事業者とする。</p> <p><b>【指定管理者候補者となる事業者】</b></p> <p>名 称 : 社会福祉法人 桑の実会</p> <p>理 事 長 : 桑原哲也</p> <p>所 在 地 : 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目 2 8 2 3 番地 1 2</p> <p>理 事 長 : 桑原哲也</p> <p>現在運営施設 : 武蔵浦和桑の実保育園 桑の実西所沢保育園 桑の実三芳保育園 桑の実戸田公園保育園 桑の実鶴見保育園・桑の実本郷保育</p> <p>審 査 結 果 : 別紙 1 ・別紙 2 のとおり</p> <p>2 今後のスケジュール予定</p> <p>平成 2 7 年 2 月 教育委員会報告</p> <p>平成 2 7 年 3 月 議会審議</p> <p>平成 2 8 年 4 月 指定管理者園として運営開始</p>
今後の方針	指定管理者候補者として選定した法人を指定管理者として指定するため、本案を第一回足立区議会定例会に提出する。

番号	審査項目	配点	桑の実会
1	組織の安定性（事業者の能力）	260	979/1300
1	職員の採用計画	20	74
2	職員配置	10	41
3	人材育成	20	86
4	研修計画	10	43
5	職員の健康管理	10	40
6	施設整備等の安全管理、事故防止	20	82
7	災害時の職員役割分担	10	42
8	年間避難訓練計画	10	40
9	不審者対応	10	39
10	事故発生時の対応	20	86
11	園児の避難方法や安全確保	20	74
12	保護者に向けての避難・連絡方法	20	68
13	虐待への対応	20	78
14	個人情報保護	20	64
15	第三者評価制度	10	34
16	東京都の指導検査の結果	20	56
17	引継ぎ保育	10	32
2	経営の安定性（経費に関すること）	220	940/1100
18	安定性	100	400
19	収益性	60	300
20	経営効率	60	240
3	事業の内容(保育事業=提案に関すること)	220	880/1100
21	定款・理事会	10	40
22	保育園運営	20	86
23	保育課程	50	215
24	幼児教育	10	42
25	特別保育事業	10	36
26	延長保育・年末保育料金	10	39
27	家庭への情報発信	10	41
28	保護者との連携	10	39
29	苦情対応の体制	10	35
30	地域との連携	10	39
31	園児の健康管理	10	39
32	S I D Sの対応	10	39
33	衛生管理	10	40
34	献立	10	39
35	食育・夕食（延長保育）取組み	10	35
36	食物アレルギー児への対応	20	76
4	園長の適性（園長の適格性）	160	524/800
37	指導力	40	124
38	チームワークづくり	40	134
39	苦情や対外交渉	40	132
40	愛着形成や就学前教育に対する考え	40	134
5	実地調査（提案書面と実践の融合性）	140	545/700
41	室内環境整備	10	40
42	遊具用具の整理	10	40
43	屋外活動	10	35
44	関わり方・言葉遣い	10	40
45	発達に応じた関わり方	10	40
46	子どもの人権への配慮	10	30
47	発達に沿った食事指導	10	40
48	保育課程や各種計画の振り返り	20	85
49	トイレ・手洗い場の衛生管理	10	40
50	玩具や寝具の衛生管理	10	40
51	調理師・器具の衛生管理	10	45
52	安全管理	20	70
総得点			3868/5000
6	区内事業者への割合加点	50	0/250
	割合加点	5%	0
7	ワークライフバランス割合加点	20	0/100
	割合加点	2%	0
最終得点			3868/5000

## 指定管理者選考審査項目及び審査結果表

施設名 事業者名		選定審査結果 第二次審査(プレゼンテーション等) H27. 2. 9 (施設名 せきや保育園)																							
		施設運営		保育教育		園長の適性			人材育成		利用者の利便性			地域連携		施設管理運営体制			個人情報	運営の安定性			第二次審査結果合計		
		保育事業方針	保育環境の整備	幼児教育の取組み	就学前保育・教育に対する考え方	熱意・意欲・誠実さ	社会貢献	指導力・対応力	危機管理能力	保育士の専門性・研修計画	保育士の自己評価	保護者の意見・要望の反映	的確な情報発信	保育サービスの充実	自主事業の工夫	子育て家庭への支援	地域資源の活用	園児の安全・衛生・健康管理	防犯体制・施設整備	トラブル対応	取扱いルール・明示・教育	職員採用計画及び確保の考え方		職員体制	経営の安定性
配点	1200																								
桑の実会	得点	1020	960	980	960	460	460	480	430	980	930	440	460	430	410	480	460	490	470	450	450	480	440	1020	14140 (78.56%)

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年2月12日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について								
所 管 部 課 名	学校教育部 学校適正配置担当課								
内 容	<p>1 上沼田小学校と鹿浜小学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象校</th> <th style="text-align: center;">第十一回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上沼田小学校と鹿浜小学校</td> <td style="text-align: center;">2/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <p>【第十一回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合新校の校歌について</li> <li>・統合新校の開かれた学校づくり協議会について</li> </ul> <p>2 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象校</th> <th style="text-align: center;">第九回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鹿浜中学校と第八中学校</td> <td style="text-align: center;">2/5</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <p>【第九回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合新校の新校舎の設計等について</li> <li>・統合新校の校歌について</li> </ul> <p>(2) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。</li> </ul> <p>【第八回統合地域協議会(12/4)の内容を、第8号として1月13日に発行】</p>	対象校	第十一回	上沼田小学校と鹿浜小学校	2/2	対象校	第九回	鹿浜中学校と第八中学校	2/5
対象校	第十一回								
上沼田小学校と鹿浜小学校	2/2								
対象校	第九回								
鹿浜中学校と第八中学校	2/5								
今 後 の 方 針	<p>統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、引き続き、具体的な検討を進めていく。</p>								



# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年2月12日

件 名	千寿小学校の建て替え計画について																		
所管部課名	学校教育部 学校施設課・学校改築担当課																		
内 容	<p>開発に伴う児童数の急増に対応するため、現在校庭内に校舎の増築工事を行っているが、今後も児童数の増加が見込まれており、不足する教室への対応を以下のとおり実施することとしたので、報告する。</p> <p>1 必要となる教室数の動向</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">年次</th> <th style="padding: 2px 5px;">26年</th> <th style="padding: 2px 5px;">27年</th> <th style="padding: 2px 5px;">28年</th> <th style="padding: 2px 5px;">29年</th> <th style="padding: 2px 5px;">30年</th> <th style="padding: 2px 5px;">31年</th> <th style="padding: 2px 5px;">32年</th> <th style="padding: 2px 5px;">33年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">教室数</td> <td style="padding: 2px 5px;">14</td> <td style="padding: 2px 5px;">17</td> <td style="padding: 2px 5px;">19</td> <td style="padding: 2px 5px;">20</td> <td style="padding: 2px 5px;">22</td> <td style="padding: 2px 5px;">23</td> <td style="padding: 2px 5px;">25</td> <td style="padding: 2px 5px;">26</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建て替え方針</p> <p>千住大橋駅前の開発予定地（別紙のとおり）の一部を㈱ニッピから貸借し、仮設校舎を建設する。仮設校舎利用期間中に、現千寿小敷地で新校舎を建設する。貸借期間は平成27年度後半から4年間（校舎の設計・建設・解体に計2年、使用2年）の予定で、具体的な街区については現在検討中である。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>3 仮設校舎の概要</p> <p>構造 : 鉄骨造</p> <p>階数 : 3階建て</p> <p>延床面積 : 約6,000㎡</p> <p>主要施設 : 校舎（普通教室22教室、特別教室5教室、給食場、その他）、体育館、校庭（100mトラック）※プールなし</p>	年次	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	教室数	14	17	19	20	22	23	25	26
年次	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年											
教室数	14	17	19	20	22	23	25	26											
今後の方針	<p>土地所有者であるニッピと、貸借の具体的条件について交渉を進めていく。</p> <p>新校舎では、想定を超える児童数の増加に備え、普通教室にも転用可能な多目的室を4室程度設置する予定である。</p> <p>千寿小建て替えに関わる建設事業費（土地賃借料を除く）は、現在の試算で約65億円程度を想定している。</p>																		

# 千住大橋駅前周辺地区

千寿小  
7,600m<sup>2</sup>

墨提通り

千住スポーツ公園

一中

京成線

至上野

千住大橋駅

<b>K 街区</b> 業務複合地区 (未着手) 0.54ha		<b>J 街区</b> (株)ニッピ本社ビル	千住大橋 さくら公園 0.5ha	<b>A 街区</b> 商業複合地区 ポンテポルタ千住	
<b>I 街区</b> 工場業務地区		フットサルコート	<b>H 街区</b> H27年2月入居予定 280戸 オーベルグランデイオ 千住大橋エース	<b>C 街区</b> H24年2月完成済 251戸 オーベルグランデイオ 千住大橋	<b>B 街区</b> 代替地
<b>G 街区</b> (未着手) 1.03ha		<b>F 街区</b> (未着手) 0.89ha		<b>E 街区</b> (未着手) 0.91ha	<b>D 街区</b> H27年3月入居予定 308戸 アクアピスタ

別紙

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年2月12日

件 名	学校事故報告について（平成26年度1月分）
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況            管理下 11件（小学校11件）            管理外 1件（小学校 1件）            合計 12件</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 交通事故            ア 自転車で、一時停止をせず左折した際、車両と接触し転倒、腰の打撲及び首の打ち身。 (小学校管理外)            イ 登校の際、横断歩道を歩行中、自転車に接触され転倒し、左太腿の擦過傷、左前腕部の亀裂骨折。 (小学校管理下)            ウ 下校の際、横断歩道を歩行中、車両に接触され、転倒、左膝及び右手小指を打撲。 (小学校管理下)</p> <p>(2) 授業中の傷害、打撲等の事故            ア 体育の授業の際、ボールを蹴った別児童の上履きが脱げて飛び、左顔面を直撃し、顔面打撲。 (小学校管理下)            イ 総合学習で、全盲者疑似体験をした際、転倒した児童の顔面に別児童の足が当たり、左下前歯の部分欠損。 (小学校管理下)            ウ 体育授業中、跳び箱の着地に失敗した際、顔面を強打し、口腔内下歯茎の裂傷。 (小学校管理下)</p> <p>(3) 休憩時間、放課後、登下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故            ア 給食の配膳準備中、駆けだした際、別児童の足に躓き、転倒、右腕を強打し、右撓尺骨骨折。 (小学校管理下)            イ 給食中、牛乳パック用のストローが目当たり、眼球損傷。 (小学校管理下)            ウ 下校時、別児童に後方から両腕を持たれていた児童Aが、躓き、転倒、顔面を打ち、右前歯脱臼等。 (小学校管理下)            エ 登校班集合場所に向かう際、転倒、頭部を打ち、右前頭部裂傷。 (小学校管理下)            オ 清掃終了直後、教室の机の脚に足を引っ掛け、転倒、額を机の角にぶつけ、右眉毛部挫傷。 (小学校管理下)            カ 登校の際、躓き転倒、顔面を打ち前歯脱臼、歯間破せん。 (小学校管理下)</p> <p>3 各学校への事故防止の指導</p> <p>(1) 交通事故防止            学校管理（内・外）を含めた事故発生状況を踏まえ、児童・生徒に正しい交通マナー等の具体的な指導を行うとともに、家庭等へ注意喚起を促し、交通事故の未然防止を図る。</p> <p>(2) 授業中の傷害・打撲等の事故防止について            指導内容の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の行動を把握し、危険行為の未然防止に努める。</p> <p>(3) 休憩時間、放課後等における事故防止について            ア 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図る。            イ 部活動における事故防止は、十分な準備運動と受傷につながる危険技の禁止を徹底し、安全を重視した指導を図る。</p>
今後の方針	学年末における児童・生徒の事故や問題行動の未然防止に努めるとともに、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一層の指導の徹底を図る。

学校事故状況

平成26年度1月分(児童・生徒)

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク				1	1
	歩行者・キックボード		2			2
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷		3			3
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故(学校行事含む)	骨折・脱臼・捻挫		1			1
	裂傷・打撲・暴行		2			2
	歯目鼻耳等の損傷		3			3
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死					
合 計			1 1		1	1 2

(施 設)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年2月12日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申について																
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課 地域のちから推進部 住区推進課																
内 容	<p>「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会」の答申がまとまり、平成27年1月27日に審議会会長から教育長に提出されたので、下記のとおり報告する。</p> <p>1 諮問事項 子ども・子育て支援新制度が適用される次の教育・保育施設等に係る利用者負担の設定について</p> <p>ア. 施設型給付 幼稚園、認定こども園、認可保育所</p> <p>イ. 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育等</p> <p>ウ. 学童保育</p> <p>2 審議経過</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">開催日</th> <th style="width: 60%;">主な審議内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>7月8日(火)</td> <td>足立区の保育施設の現状 新制度の概要</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>7月28日(月)</td> <td>新保育料料金体系(案) 学童保育室保護者負担金の課題</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>10月8日(水)</td> <td>保育料(利用者負担)案について 学童保育室負担金について</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>12月24日(水)</td> <td>答申内容の検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 答申内容 別添のとおり</p>			開催日	主な審議内容	第1回	7月8日(火)	足立区の保育施設の現状 新制度の概要	第2回	7月28日(月)	新保育料料金体系(案) 学童保育室保護者負担金の課題	第3回	10月8日(水)	保育料(利用者負担)案について 学童保育室負担金について	第4回	12月24日(水)	答申内容の検討
	開催日	主な審議内容															
第1回	7月8日(火)	足立区の保育施設の現状 新制度の概要															
第2回	7月28日(月)	新保育料料金体系(案) 学童保育室保護者負担金の課題															
第3回	10月8日(水)	保育料(利用者負担)案について 学童保育室負担金について															
第4回	12月24日(水)	答申内容の検討															
今後の方針	平成27年4月1日の新保育料適用に向けて、答申内容の条例化を進めていく。新たな利用者負担については、区民への周知に努める。																

# 教育委員会情報連絡

平成27年2月12日

件名	認定こども園の類型変更について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内容	<p>以下の施設について、認定こども園の類型を変更し、2歳児からの受託施設となったため報告する。</p> <p>1 施設名 学校法人宝田学園 西新井幼稚園 [住所]足立区西新井本町一丁目17番20号</p> <p>2 類型の変更 (1)平成26年4月1日に幼稚園型(単独型)認定こども園を開設し、満3歳児～5歳児の長時間保育を実施 (2)平成27年2月1日に幼稚園型(年齢区分型)認定こども園に類型変更し、2歳児～5歳児の長時間保育を実施 (幼稚園型(単独型)認定こども園は同日廃止)</p>
今後の方針	平成27年度から子ども・子育て支援新制度の施設に移行する。



# 教育委員会情報連絡

平成27年2月12日

件名	平成26年度「あだち子ども将棋大会」の実施結果について																																																																										
所管部課名	子ども家庭部 青少年課																																																																										
内容	<p>1 日時 平成27年1月24日(土) 9:10~12:10</p> <p>2 会場 足立区立千寿本町小学校体育館</p> <p>3 対戦方法 3人一組による団体戦 予選2試合の成績により4つのトーナメントを実施</p> <p>4 対象・参加者数 小学生・29校 61チーム 179人</p> <p>5 運営方法 予選・トーナメント及び指導対局については、公益社団法人日本将棋連盟派遣のプロ棋士、指導棋士等による審判・指導により実施</p> <p>6 対戦結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">トーナメント</th> <th style="width: 20%;">王将</th> <th style="width: 20%;">飛車</th> <th style="width: 20%;">角行</th> <th style="width: 20%;">金将</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優勝</td> <td>湊江A</td> <td>興本A</td> <td>保木間B</td> <td>梅島第二</td> </tr> <tr> <td>準優勝</td> <td>竹の塚A</td> <td>花畑第一A</td> <td>鹿浜第一B</td> <td>大谷田C</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3位</td> <td>湊江C</td> <td>栗原D</td> <td>千寿本町A</td> <td>足立D</td> </tr> <tr> <td>栗原北A</td> <td>古千谷A</td> <td>栗原B</td> <td>湊江D</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5位</td> <td>湊江B</td> <td>本木A</td> <td>新田</td> <td>千寿第八C</td> </tr> <tr> <td>鹿浜第一A</td> <td>大谷田A</td> <td>千寿第八B</td> <td>花畑第一B</td> </tr> <tr> <td>足立C</td> <td>千寿常東</td> <td>竹の塚B</td> <td>伊興B</td> </tr> <tr> <td>千寿本町D</td> <td>大谷田B</td> <td>栗原C</td> <td>本木C</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第9位</td> <td>足立A</td> <td>北鹿浜</td> <td>中島根B</td> <td>東伊興</td> </tr> <tr> <td>梅島A</td> <td>栗原北C</td> <td>加平B</td> <td>加平C</td> </tr> <tr> <td>栗原A</td> <td>西保木間</td> <td>西新井第一</td> <td>本木B</td> </tr> <tr> <td>千寿本町B</td> <td>伊興A</td> <td>弘道</td> <td>千寿本町C</td> </tr> <tr> <td>島根</td> <td>中島根A</td> <td>興本B</td> <td>宮城</td> </tr> <tr> <td>花畑西</td> <td>梅島B</td> <td>花畑第一C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保木間A</td> <td>足立B</td> <td>栗原北B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千寿第八A</td> <td>加平A</td> <td>古千谷B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※王将トーナメント → 予選2勝(〇〇)チーム          飛車トーナメント → 予選1勝1敗(〇×)チーム          角行トーナメント → 予選1勝1敗(×〇)チーム          金将トーナメント → 予選2敗(××)チーム</p>	トーナメント	王将	飛車	角行	金将	優勝	湊江A	興本A	保木間B	梅島第二	準優勝	竹の塚A	花畑第一A	鹿浜第一B	大谷田C	第3位	湊江C	栗原D	千寿本町A	足立D	栗原北A	古千谷A	栗原B	湊江D	第5位	湊江B	本木A	新田	千寿第八C	鹿浜第一A	大谷田A	千寿第八B	花畑第一B	足立C	千寿常東	竹の塚B	伊興B	千寿本町D	大谷田B	栗原C	本木C	第9位	足立A	北鹿浜	中島根B	東伊興	梅島A	栗原北C	加平B	加平C	栗原A	西保木間	西新井第一	本木B	千寿本町B	伊興A	弘道	千寿本町C	島根	中島根A	興本B	宮城	花畑西	梅島B	花畑第一C		保木間A	足立B	栗原北B		千寿第八A	加平A	古千谷B	
トーナメント	王将	飛車	角行	金将																																																																							
優勝	湊江A	興本A	保木間B	梅島第二																																																																							
準優勝	竹の塚A	花畑第一A	鹿浜第一B	大谷田C																																																																							
第3位	湊江C	栗原D	千寿本町A	足立D																																																																							
	栗原北A	古千谷A	栗原B	湊江D																																																																							
第5位	湊江B	本木A	新田	千寿第八C																																																																							
	鹿浜第一A	大谷田A	千寿第八B	花畑第一B																																																																							
	足立C	千寿常東	竹の塚B	伊興B																																																																							
	千寿本町D	大谷田B	栗原C	本木C																																																																							
第9位	足立A	北鹿浜	中島根B	東伊興																																																																							
	梅島A	栗原北C	加平B	加平C																																																																							
	栗原A	西保木間	西新井第一	本木B																																																																							
	千寿本町B	伊興A	弘道	千寿本町C																																																																							
	島根	中島根A	興本B	宮城																																																																							
	花畑西	梅島B	花畑第一C																																																																								
	保木間A	足立B	栗原北B																																																																								
	千寿第八A	加平A	古千谷B																																																																								
今後の方針																																																																											



# 行 事 実 施 結 果

## 1 月 5 日 ～ 1 月 3 1 日      青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
1/7 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	5 名
1/10 (土)	こどもみーていんぐ	13 : 30～16 : 30	ギャラクシティ	共催	20 名
1/11 (日)	あだち日曜教室	9 : 30～16 : 00	ギャラクシティ	主催	53 名
1/11 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13 : 00～16 : 00	ギャラクシティ	共催	15 名
1/11 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
1/14 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	関三いこい広場	主催	5 名
1/14 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	5 名
1/18 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	10 : 00～12 : 00	ギャラクシティ	共催	32 名
1/18(日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9 : 00～16 : 00	ギャラクシティ	共催	20 名
1/18(日)	中高生の居場所作り(映画作り)	15 : 00～18 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
1/20 (火)	紙芝居講座	19 : 00～21 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
1/21 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
1/21 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	関三いこい広場	主催	5 名
1/24 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	5 名
1/25 (日)	こどもみーていんぐ	13 : 30～16 : 30	ギャラクシティ	共催	40 名
1/25 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
1/28 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	関三いこい広場	主催	4 名
1/28 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	5 名

# 行 事 実 施 予 定

## 2月1日～2月28日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
2/1 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
2/4 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/4 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
2/7 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
2/7 (土)	星空くらぶ (大人)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	10名
2/8 (日)	あだち日曜教室	9:30～16:00	ギャラクシティほか	主催	78名
2/8 (日)	星空くらぶ (プラネタリウムチーム)	9:00～16:00	ギャラクシティ	共催	20名
2/8 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/11 (水)	少連協第7回ドッジビー大会	9:00～15:00	舎人第一小学校	共催	200名
2/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
2/14 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
2/15 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	10:00～16:00	ギャラクシティ	共催	30名
2/15 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/17 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
2/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
2/21 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
2/22 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/22 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
2/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
2/28 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名

# 行事实施結果（1月1日～1月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加人数
1/10(土)	歓喜の演 Vol.13 合唱 レクイエム	14:00～15:40	西新井文化ホール	共催	850名
1/14(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	鹿浜第一小学校	共催	18名
1/17(土)・ 18(日)2回	演奏家のためのアウトリーチ講座	10:00～17:00	梅田地域学習センター	主催	14名
1/21(水)	ふれあいコンサート	13:30～14:30	西伊興ひまわり園	主催	58名
1/21(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	桜花小学校	共催	11名
1/22(木)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	梅島第二小学校	主催	1年1組 24名 1年2組 28名
1/23(金)	放課後子ども教室 新任安全管理講習会	14:00～15:30	こども支援センター げんき	主催	22名
1/23(金)	第40回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	22名
1/24(土)	「運動のススメ」～手軽にできる全身運動とその効果～	9:30～12:00	生涯学習センター	主催	41名
1/24(土)	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏	10:00～11:00	三星保育園	共催	70名
1/28(水)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	大谷田小学校	主催	1年1組 19名 1年2組 19名
1/13～30	おりがみサポーターによる「キッズおりがみ教室」(16会場)		千寿桜小、本木小、西保木間小、伊興小、足立小、千寿常東小、千寿第八小、中川北小、新田小、竹の塚小、舎人第一小、弘道小、加平小、舎人小、中島根小、梅一小	主催	計 200名

## 行事实施予定（2月1日～2月28日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加予定人数
2/4(水)	第2回おりがみサポーター交流会	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	計50名
2/5(木)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	竹の塚小学校	主催	1年1組34名 1年2組30名
2/9(月)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	栗島小学校	主催	1年1組32名 1年2組32名
2/16(月)	読み語りキャラバン in はなぞの幼稚園	11:00～11:40	はなぞの幼稚園	主催	100名
2/18(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	鹿浜第一小学校	共催	30名
2/18(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	桜花小学校	共催	25名
2/20(金)	現代家族の事情 ～望ましい家族関係をめざして～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	計60名
2/27(金)	第41回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	30名